

令和4年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に、令和元年10月1日から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度富士河口湖町一般会計決算における充当状況は次のとおりとなっています。

【歳入】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 373,426 千円

【歳出】

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策に要する経費 3,224,874 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	538,443	365,076		256	20,000	153,111
	高齢者福祉事業	31,487	1,459		3,766	10,000	16,262
	総合福祉事業	49,907				10,000	39,907
	児童福祉事業	1,000,815	245,480		44,706	203,426	507,203
	子ども・子育て等支援事業	519,755	386,043		7,739	40,000	85,973
	貧困・格差対策等事業	3,055			491		2,564
小計	A	2,143,462	998,058		56,958	283,426	805,020
社会保険	国民健康保険事業	182,543	110,452			10,000	62,091
	介護保険事業	275,548					275,548
	小計	B	458,091	110,452		10,000	337,639
保健衛生	高齢者医療事業	288,415	40,304			30,000	218,111
	医療提供体制確保事業	74,039				20,000	54,039
	疾病予防対策事業	128,732	3,486			20,000	105,246
	乳児・障害者等医療助成事業	129,332	64,636			10,000	54,696
	不妊治療費助成事業	2,803					2,803
小計	C	623,321	108,426			80,000	434,895
合計 (A+B+C)		3,224,874	1,216,936		56,958	373,426	1,577,554